

税務・財務情報 第2107号

給与明細について

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

給与明細について

1 はじめに

私達が負担している税金や社会保険料は、どのように算定されているのでしょうか？
今回は、給与明細書に記載されている各種の社会保険料と、所得税・住民税の算定について説明させていただきます。

2 各種社会保険料などの算定について

〇〇株式会社の従業員の A さんの給与明細書の一例を紹介させていただきます。
A さんは 40 歳、扶養親族なしです。

〇〇 株式会社
3 年 1 月度
給与明細書
支給日 3 年 2 月 5 日

支	基本給	役員報酬	調整手当	休業手当	休業減額	特別手当	手当	手当	総支給額 296,760
	275,000								
給	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	275,000 21,760
	その他手当	残業合計	不労計	課通勤費	その他(課)	税法支給	非通勤費	その他(非)	

控	① 健康保険	② 厚生年金	③ 介護保険	④ 雇用保険	⑤ 社保合計	課税対象	⑥ 算出所得税	住民税	控除合計 55,614
	14,308	25,620	2,506	890	43,324	231,676	5,890	6,400	
除	調整控除	その他控除		控除	控除	控除			241,146
		控除	控除	控除	控除	控除	控除	その他控除	

勤	出勤日	欠勤日	欠勤日	有休日	特休日	遅早回	宿直回	食事回		出勤時間	時間外 1	時間外 2
怠												

①健康保険料、②厚生年金保険料、③介護保険料の算出

前年の 4 月、5 月、6 月の実績で保険料が決定されます。

会社は、毎年 7 月に所轄の年金事務所に 4 月分、5 月分、6 月分の給与実績を提出します。（被保険者報酬月額算定基礎届といいます）

A さんの 4 月、5 月、6 月の標準報酬月額が次の金額だとします。

（標準報酬月額とは、給与と通勤手当の合計をいいます）

令和 2 年 4 月分	275,000 円	} 平均 279,000 円
令和 2 年 5 月分	283,000 円	
令和 2 年 6 月分	279,000 円	

3 ヶ月平均が 279,000 円ですから、270,000 円以上 290,000 円未満のランクの標準報酬月額 280,000 円が適用されます。

後日、標準報酬月額を 280,000 円とする決定通知書が送られてきます。

この標準報酬月額を保険料額表に当てはめて、保険料を算出します。

保険料額表では、介護保険の保険者区分により保険料が異なります。

介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）とに分けられます。第2号被保険者の保険料は、健康保険料と一体的に徴収されます。

健康保険料は介護保険も含めて16,814円です。（給与明細書には健康保険料14,308円と介護保険2,506円と区分して記載されています）

厚生年金保険料も280,000円の標準報酬月額が適用されます。保険料額表を見ると25,620円になります。

令和2年9月分(10月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和2年3月分～適用
 ・介護保険料率:令和2年3月分～適用
 ・厚生年金保険料率:令和2年9月分～適用
 ・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～適用

(大阪府) (単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				10.22%		12.01%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上	円未満						
2	68,000	63,000	73,000	5,927.6	2,963.8	6,965.8	3,482.9		
3	78,000	73,000	83,000	6,949.6	3,474.8	8,166.8	4,083.4		
4(1)	88,000	83,000	93,000	7,971.6	3,985.8	9,367.8	4,683.9		
5(2)	98,000	93,000	101,000	8,993.6	4,496.8	10,568.8	5,284.4	16,104.00	8,052.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,015.6	5,007.8	11,769.8	5,884.9	17,934.00	8,967.00
				10,628.8	5,314.4	12,490.4	6,245.2	19,032.00	9,516.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	26,572.0	13,286.0	31,226.0	15,613.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	28,616.0	14,308.0	33,628.0	16,814.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	30,660.0	15,330.0	36,030.0	18,015.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	32,704.0	16,352.0	38,432.0	19,216.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	34,748.0	17,374.0	40,834.0	20,417.0	62,220.00	31,110.00

健康保険、厚生年金保険、介護保険の保険料については、原則、会社と被保険者で折半、会社もほぼ同額の社会保険料を負担しています。

健康保険料及び厚生年金保険料並びに介護保険料は、都道府県別に若干ですが金額が異なります。

④雇用保険料の算出

雇用保険料は給与総額の275,000円に通勤手当21,760円を加えた金額296,760円に0.3%（一般の事業の場合）を乗じた金額です。

$(275,000 \text{円} + 21,760 \text{円}) \times 0.003 = 890 \text{円}$ です。

⑤所得税の算出

税額表のうち月額表は、甲欄、乙欄に区分されています。

【甲欄】

主たる給与を支払う場合の源泉徴収税額です。一般的なサラリーマンに適用されるものです。

【乙欄】

従たる給与を支払う場合の源泉徴収税額です。役員などのように2ヶ所以上の会社から給与をもらっている方などが適用します。扶養控除申告書を提出している会社が主たる会社となります。最終的には全ての給与を合算して確定申告をする必要があります。

源泉所得税は、社会保険料控除後の給与の金額（以下「課税対象額」）と、扶養親族等の数に応じて、源泉徴収税額表より算出します。

給与所得の源泉徴収税額表(令和3年分)

月額表(平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一(平成31年3月29日財務省告示第97号改正))

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
230,000	233,000	5,890	4,280	2,650	1,040	0	0	0	0	30,300
233,000	236,000	5,990	4,380	2,770	1,140	0	0	0	0	31,300
236,000	239,000	6,110	4,490	2,870	1,260	0	0	0	0	32,400
239,000	242,000	6,210	4,590	2,980	1,360	0	0	0	0	33,400
242,000	245,000	6,320	4,710	3,080	1,470	0	0	0	0	34,400

Aさんの場合 275,000円 - 43,324円 (①~④の合計額) = 231,676円
この金額が課税対象額です。源泉徴収税額表(甲欄)に当てはめると5,890円です。

⑥住民税の算出

1月から12月までの給与の総額を計算し、翌年1月31日までに給与支払報告書を市区町村に提出します。給与支払報告書の個人別明細表は、源泉徴収票と同じものです。市役所などは給与支払報告書をもとに住民税の計算を行います。5月31日までに市役所などから会社や事業主宛に、各個人ごとに算定された年間住民税の通知が来ます。会社は、その通知に基づき給与から住民税を預り納付します。これは特別徴収による納付と呼ばれています。個人事業主の場合は、普通徴収による納付といって年4回に分けて自ら納付します。

3 最後に

今回は給与明細というテーマでした。上記①~⑥の項目は、会社側の立場としては「預り金」として処理されるものです。同じ「預り金」勘定科目でも、算定の基礎となる所得金額が異なったり、提出する各種の書類があること、保険料の改定など、経理事務の担当者にとってはどれも気を抜くことができない項目です。普段何気なく見ている給与明細ですが、少しでも身近に感じていただけたらと思います。

執筆者 中川 茂